

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 5 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療機関及び薬局における本人の同意を取得した上での特定健康診査等の情報の閲覧開始について

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「特定健康診査情報及び後期高齢者の健康診査情報に係るファイルにおけるオンライン資格確認等システムへの正確な資格情報等の登録依頼及び同システムを用いた情報の閲覧等の延期の周知について」（令和 3 年 4 月 6 日付け厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療介護連携政策課事務連絡）において、本年 3 月下旬の開始を予定していた、オンライン資格確認等システムを利用した特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査及び法第 125 条第 1 項に基づく健康診査をいう。以下同じ。）に係る情報の閲覧等（マイナポータルを通じた本人による自らの特定健康診査等に係る情報の閲覧及び医療機関及び薬局における本人の同意を取得した上での特定健康診査等に係る情報の閲覧並びに保険者間の特定健康診査等に係る情報照会及び提供）につきましては、登録された資格情報等の正確性が確認できるまで延期としていたところですが、まずは、本年 7 月 6 日より、医療機関及び薬

局における本人の同意を取得した上での特定健康診査等に係る情報の閲覧を開始します。ただし、特定健康診査等に係る情報の閲覧に必要なシステム上の設定は医療機関及び薬局においてされるものであり、オンライン資格確認等システムを導入している全ての医療機関及び薬局において閲覧が可能となるわけではありません。また、マイナポータルを通じた本人による自らの特定健康診査等に係る情報の閲覧及び保険者間の特定健康診査等に係る情報照会及び提供については、改めて、開始時期をご連絡します。

なお、引き続き、各保険者及び各後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）におかれましては、医療保険者等向け中間サーバー等並びに法第18条第1項に基づく特定健康診査に関する情報に係るファイル及び広域連合が法第125条第1項に基づく健康診査に関する情報に係るファイルへの正しい資格情報等の登録をお願いします。

都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知を、関係各省共済組合等所管課（室）におかれましては、所管の共済組合等への周知をお願いします。